

<< 確定申告が手軽に！医療費控除の手続きもスマホでできる！ >>

ファイナンシャルプランナー 稲川 純

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。確定申告を自分で行うには、国税庁のウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力することにより確定申告書等を作成し、作成した申告書等を印刷して郵送または持参して提出する方法と、e-Tax（電子申告）を利用して提出する方法がありますが、今年から e-Tax が簡便化され利用しやすくなりました。そこで今回は、「医療費控除」の手続きと、使いやすくなった「確定申告書等作成コーナー」についてご紹介します。

■医療費控除とは

平成 30 年中に支払った医療費が一定額以上となる場合は、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

控除できる金額は、平成 30 年中に支払った家族全員の医療費の総額から、健康保険や民間の生命保険などで補てんされる金額を差し引き、さらに一律 10 万円（総所得金額等が 200 万円未満の人は、総所得金額等の 5%）を差し引いた金額です。この控除額に所得に応じた税率（5～45%）をかけたものが、確定申告によって戻ってくる還付金の目安です。

例えば、かかった医療費が 40 万円で民間保険などから補てんされたお金がない場合、所得税率 10%の人の還付金の目安は、次式のとおり 3 万円となります

$$\text{計算式} \Rightarrow \mathbf{[(40 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円}) \times 10\% = 3 \text{ 万円}]}$$

平成 29 年分の確定申告から医療費控除の手続きが簡略化され、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」を提出すればよいことになりました。

医療費控除の明細書は、国税庁のウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。医療費の領収書が多い場合、「医療費集計フォーム」で入力すると便利です。「医療費集計フォーム」は、支払った医療費の内容を表計算ソフト（エクセル）などで入力・集計するためのフォーマットで、国税庁のウェブサイトからダウンロードできます。

「医療費集計フォーム」に入力・保存したデータは、「確定申告書等作成コーナー」の医療費控除の入力画面で読み込み、反映することができます。医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要がありますので、きちんと保管しておきましょう。

■セルフメディケーション税制を利用できる場合も

年間 10 万円も医療費を使っていないという方でも、平成 29 年分の確定申告から創設さ

れた、セルフメディケーション税制を利用できる場合もあります。

セルフメディケーション税制は、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が利用でき、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために年間12,000円以上、対象となる医薬品を購入した場合、最高8万8,000円まで控除が受けられます。

セルフメディケーション税制を利用する場合には、通常の医療費控除は利用できません。「確定申告書等作成コーナー」では医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらが有利かを試算することができますので確認してみるとよいでしょう。

■便利になった「確定申告書等作成コーナー」

確定申告書等を税務署へ書面で提出する際は、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要ですが、e-Tax（電子申告）の場合は「本人確認書類の提示又は写しの添付」は不要です。さらに平成31年（2019年）1月からe-Taxが簡便化された上、スマートフォンからの申告も便利になりましたので、この機会にe-Taxを利用してみてはいかがでしょうか。

・e-Taxが簡便化

「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成してe-Taxで申告書を送信する場合、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択ができるようになりました。

「マイナンバーカード方式」は、従来と同じようにマイナンバーカード及びICカードリーダーライターを利用してe-Taxを行う方式です。今回からICカードリーダーライターの代わりにマイナンバーカード対応スマートフォン（一部のAndroid端末）も利用できるようになりました。

「ID・パスワード方式」は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応として、事前に税務署の職員が本人確認を行って発行されたID・パスワードを利用してe-Taxを行います。この方式では、マイナンバーカード及びICカードリーダーライターは必要ありません。

・スマートフォンからの申告も便利に

また、平成31年からは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面を利用して、スマホからも所得税の確定申告書が作成できるようになりました。作成した申告書は、「ID・パスワード方式」を利用してe-Tax送信が可能であり、スマホで手続きを完了させることができます。

e-Taxは、平成31年1月4日（金）から3月15日（金）までは、24時間の利用が可能です。まず、ご自身の医療費の集計をして還付金がどのくらいになるか確認してみてください。

がでしょうか。詳しくは国税庁のウェブサイトをご覧ください。